

シンボルツリー保全活動助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市緑化推進委員会（以下「委員会」という。）が八戸市緑化推進委員会規約（平成11年3月5日施行）第3条の規定に基づき、歴史的及び文化的に価値があり、地域のシンボルとなっている樹木（以下「シンボルツリー」という。）を保全する活動に対して、予算の範囲内で助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、シンボルツリーの所有者又は団体とする。

(助成対象活動)

第3条 助成金の交付の対象となる活動は、第5条の規定により委員会が認定したシンボルツリーに対して実施されるものであり、次に掲げる活動（樹木医等の専門技術者の指導のもとに実施する活動に限る。以下「保全活動」という。）であること。

- (1) 樹木調査（樹勢、病気の有無及びその治療法等）
- (2) 樹勢回復（薬剤散布、施肥等）

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、保全活動に係る費用のうち、助成対象事業を実施するために必要と認められる費用とする。

(シンボルツリーの認定)

第5条 委員会は、シンボルツリーの認定については、次に掲げる基準により総合的に判断する。ただし、伐採計画のある樹木は除く。

- (1) 樹木の樹種、樹齢、大きさ、経歴等が貴重なもので、地域に親しまれているものであること。
- (2) 樹木が、八戸市内の公共用地又は公共性が高いと認められる土地に生育しているものであること。
- (3) 樹木が、法令等の規定により保存樹、保存樹林等の指定を受けているものであること。
- (4) その他委員会が適当と認める樹木であること。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、シンボルツリー保全活動助成金交付申請書（別記第1号様式）を（シンボルツリーの所有者でない者にあつては、当該所有者の同意書を添えて）定められた時期までに委員会に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 委員会は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

2 委員会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合はその条件を助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者へ通知

しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者は、保全活動が完了したときは、実績報告書（別記第3号様式）を定められた時期までに委員会に提出しなければならない。

(確定)

第9条 委員会は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る保全活動の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（別記第4号様式）により当該助成金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(交付方法)

第10条 助成金は、その額の確定をした後、確定を受けた者の請求に基づき、一括交付する。

(交付決定の取消し)

第11条 委員会は、助成金の交付の決定を受けた者が、保全活動に関して助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等又はこれに基づく委員会の命令若しくは指示に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第12条 委員会は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月7日から施行する。